

Bi-Weekly Newsletter

Feb 12, 2020 | ISSUE 37

I. 統計資料

02

2019年外部監査対象会社の現況

II. 産業ニュース

02

国内の外国投資企業の社内留保金の再投資は外国人投資と認定

III. 最新事例・判例

03

- 付加価値税法上の課税対象該当の可否 (書面-2019-法令解釈付加-2939,2020.01.10.)
- 外国法人の国内支店が外国所在本店のために韓国で現地支援サービスを提供する場合、役務の自家供給に該当して、付加価値税課税対象から除外されるか

ご不明な点がございましたら、いつでも下記のパートナーにお問合せ下さい。

Contacts

金祥雲(キム・サンウン)Partner	+82 2 709 0789	sang-woon.kim@pwc.com
黄詰珍(ファン・ヨルジン)Partner	+82 2 709 0759	chul-jin.hwang@pwc.com
申鉉昌(シン・ヒョンチャン)Partner	+82 2 709 7904	hyun-chang.shin@pwc.com
盧映錫(ノ・ヨンソク)Partner	+82 2 709 0877	yongsuk.noh@pwc.com
李應典(イ・ウンジョン)Partner	+82 2 3781 2309	eung-jeon.lee@pwc.com
李南善(イ・ナムソン)Partner	+82 2 3781 3189	nam-sun.lee@pwc.com

I. 2019年外部監査対象会社の現況

- 金融監督院(<https://www.fss.or.kr/>)

主な内容

- 金融監督院によると、2019年末の外部監査対象は32,431社で、前年(31,473社)に比べ958社(3.0%↑)増加した(外部監査対象会社の直近10年間の平均増加率は6.6%で、毎年増加している)。
- 外部監査対象のうち株券上場法人は2,326社、非上場法人は30,105社で、前年に比べそれぞれ96社および862社増加した。

[単位:社]

区分	株券上場法人				非上場法人	総計
	有価証券	コスダック	コネックス	小計		
2019	790	1,385	151	2,326	30,105	32,431
2018	779	1,300	151	2,230	29,243	31,473
増減(率)	11(1.4%)	85(6.5%)	-(-)	96(4.3%)	862(2.9%)	958(3.0%)

II. 国内の外国投資企業の社内留保金の再投資は外国人投資と認定

- 産業通商資源部(<http://www.bok.or.kr>)

主な内容

- 産業通商資源部は1月、国会で改正議決した外国人投資促進法(以下‘外促法’)を閣僚会議審議手続などを経て2020年2月4日に公布した。
 - 改正案発議(‘18.11.) → 国会議決(‘20.1.9.) → 閣僚会議議決(1.28.) → 公布(2.4.) → 施行(8月予定)
- 改正外促法は国内の外国投資企業(以下‘国内外外国投資企業’)の未処分利益剰余金を再投資する時にこれを外国人投資と認定するようにした内容が盛り込まれている。
- 産業通商資源部によると、今まで国内外外国投資企業は国際基準(米国、日本など主要国)とは違い、未処分利益剰余金(*)の再投資は外国人投資と認めていなかったため、国内で再投資する際に支障となってきた。
- (*)国内外外国投資企業に留保された外国人投資家所有の未実現利益金
- このような問題を解決するために外促法が改正され、今後国内外外国投資企業は投資決定手続の簡素化およびインセンティブ恩恵の期待により資本の海外流出を最小化して国内再投資を活発化することができる期待される。
- 参考までに外促法改正前後の外国人直接投資認定範囲は次のとおり。

改正前の外国人投資認定範囲	改正後の外国人投資認定範囲
<p>① 外国人の国内法人または企業株式取得 (投資金額1億ウォン以上+外国投資比率10%以上)</p> <p>② 海外親企業が外国投資企業に提供する5年以上の 長期借款</p>	<p>※既存範囲(①、②)以外に③を追加</p> <p>③ 外国投資企業が未処分利益剰余金を資本金繰入 なく工場の新設・増設に再投資する場合も外国人投 資と認定</p>

III. 最新事例・判例

-書面-2019 - 法令解釈付加 - 2939,2020.01.10.

1. 争点

- 外国法人の国内支店が外国所在本店のために韓国で現地支援サービスを提供する場合、役務の自家供給に該当して、付加価値税課税対象から除外されるか。

2. 事実関係

- 申請法人(または“国内支店”)は、米国法人(以下“米国本店”)の国内支店であり、米国本店は顧客にACMIおよびCharterサービス等を通じて国際航空貨物運送サービスを提供している。
- ACMIサービスは、Aircraft(航空機)、Crew(乗務員)、Maintenance(メンテナンス)、Insurance(保険)を顧客に包括的に提供して、顧客は燃料など関連費用を負担する方式であり、Charterサービスは飛行機貸し切り契約サービスとして、顧客にCrewを含んだ貸し切り航空機を提供して、顧客は燃料費、保険費、Landing関連料金など固定費用を負担する方式である。
- 国内支店には2人のエンジニアが本店のACMI/Charterサービスのために現場支援サービスを提供しており、米国本店と国内支店の業務範囲は次のとおり。

米国本店	国内支店
<ul style="list-style-type: none">① 顧客との契約交渉および締結(顧客とのコミュニケーション含む)② 米国で認証した航空機運航③ 航空機運航および維持のために乗務員および行政職員を雇用④ ACMI/Charterサービスの提供および管理(報酬請求および回収など含む)	<ul style="list-style-type: none">① 本店の航空機が国内到着時にメンテナンス活動を提供② 航空機メンテナンスのための部品の保管③ 国内滞留中に乗務員支援のための行政サービスを提供

3. 回答内容

- 外国法人の国内支店が外国所在本店の国内外顧客に国際航空貨物運送サービスを提供することができるよう国内で航空機にかかる部品の保管役務、航空機が国内に到着した際の航空機メンテナンス役務、国内滞留中の乗務員を支援する行政サービスなどの役務を提供する場合、該当外国法人の国内支店が行う役務に對しては付加価値税法第11条および第12条に基づき付加価値税は課税されない。

4. 関連法令

- 付加価値税法基本通則12-0-1【役務の自家供給に該当して課税されない場合】

次の各号の例示と類似した場合は役務の自家供給のため付加価値税を課税しない。

他に複数の事業を兼営する事業者がそのうちの1つの事業場の財貨または役務の供給に必然的に付隨する役務を他の自己事業場で供給する場合